二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第十号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 名称（事業所の名称を含む。） | 事業所所在地 | 認定の種類 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|
| 出光興産株式会社<br>徳山工場 | 山口県周南市宮前町一番一号 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年九月九日 |
| 東ソー株式会社<br>四日市事業所 | 三重県四日市市霞一丁目八番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年十一月二十一日 |
| 旭化成ケミカルズ株式会社<br>水島製造所Ｂ地区 | 岡山県倉敷市潮通三丁目十三番地 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年十一月二十五日 |
| 旭化成ケミカルズ株式会社<br>水島製造所Ｃ地区 | 岡山県倉敷市児島塩生字新浜二千七百六十七の十一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年十一月二十五日 |
| 日本ゼオン株式会社<br>水島工場 | 岡山県倉敷市児島塩生字新浜二千七百六十七番地一 | 認定完成検査実施者<br>認定保安検査実施者 | 平成二十三年十二月七日 |

**○海上保安庁告示第三十四号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三二度三五分東経一三四度三〇分、北緯三二度五〇分東経一三九度五分、北緯三四度東経一三八度三〇分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年二月三日から平成二十四年二月十二日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　水路通報第四号（平成二十四年一月二十七日発行）、三管区水路通報第三号（平成二十四年一月二十日発行）、四管区水路通報第三号（平成二十四年一月二十五日発行）、五管区水路通報第三号（平成二十四年一月二十日発行）

**○海上保安庁告示第三十五号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

| 名称 | 四海港十二号防波堤灯台 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 香川県小豆郡土庄町（四海港十二号防波堤外端） |
| 北緯 | 三四―三〇―五九 |
| 東経 | 一三四―〇九―四七 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 一一〇カンデラ |
| 光達距離 | 五・五海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル |
| 変更年月日 | 平成二十三年十二月十五日 |

| 名称 | 通港北沖防波堤灯台 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 山口県長門市（通港北沖防波堤外端） |
| 北緯 | 三四―二五―二一 |
| 東経 | 一三一―一五―〇八 |
| 変更した事項 | |
| 灯質 | 等明暗緑光　明二秒暗二秒 |
| 光度 | 三八カンデラ |
| 光達距離 | 四・〇海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル |
| 変更年月日 | 平成二十三年十二月十五日 |

| 名称 | 沖黒島灯台 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 大分県佐伯市（沖黒島） |
| 北緯 | 三二―五二―四九 |
| 東経 | 一三二―〇二―〇三 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 実効光度七八カンデラ |
| 光達距離 | 五・〇海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八〇メートル |
| 変更年月日 | 平成二十三年十二月十五日 |

**○海上保安庁告示第三十六号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

| 名称 | 桃頭島灯台 |
|---|---|
| 位置 | |
| 所在地 | 三重県尾鷲市（桃頭島） |
| 北緯 | 三四―〇三―三七 |
| 東経 | 一三六―一五―四一 |
| 変更した事項 | |
| 光度 | 実効光度三九〇カンデラ |
| 光達距離 | 七・五海里 |
| 高さ | 地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一二九メートル |
| 変更年月日 | 平成二十三年十二月十五日 |